

平成23年度第1回滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成23年(2011年)6月9日(木)午前9時00分~午前11時30分

場 所 県庁東館 7階 大会議室

議 題 1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(1) 「(仮称)東近江市青葉町商業施設」の新設届出に係る審議について

(2) 「サンミュージック守山店」の変更届出に係る審議について

2 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きを
経ない届出について

3 その他

出席委員：井上委員、小川委員、小野委員、恩地委員、金谷委員、鐘井委員、川村委員、
八軒委員、松井委員 (五十音順)

県出席者：中山商工観光労働部次長、木村商業振興課長、田中参事、吉野主幹、
長崎副主幹、小島主事

[議事概要]

1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

「(仮称)東近江市青葉町商業施設」、「サンミュージック守山店」の届出について事
務局資料に基づき説明

会長：ありがとうございました。

これまでの説明で、何かご質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：最初の東近江の件で、ちょっとわからないのですけども、店舗 ~ でしたが、
何が入るのかわからないと書いてありますね。未定の状態ということで、手続上この種
の書類の受理は可能ですけど、しかも8時から夜中の24時までやるんですね。

先ほどの配置図を見ると、BとかEとかGとかFとかJというのは、かなり住宅地に
隣接していますね。想像するに、24時までやっているということはかなり若者向けの

ようなものだと思うんです。そうすると、騒音とかが予測では下回っていても、現実には車が駐車場で騒ぐとか、十分にあり得ると思うんですよ。

そのときに、どんな店舗が入るかわからないという状態のものが、受付そのものではできるかどうか、よくわからないというのが率直なところですよ。何が入るかわからないのに、なぜ予測ができたのかわからないし、このあたりを法律あるいは経産省のガイドライン上、もちろんどんな店でも入れるようなものではないと思うのですが、例えばガイドライン、未定のときには、一番うるさそうとか、最悪のものが入るという想定をしてやるというふうになっているのか、あるいは真ん中ぐらいで見ると、何かそんなものがないと論理的には変だと思うんです。そのあたりをまずお聴きしたいです、行政の手続上。

会長：事前にいただいている分厚い資料の4ページです。主として販売する物品の種類ということで、未定だけれども、店舗にはシューズストアを予定、店舗にはドラッグストアを予定、あとは100円均一店を予定、店舗については業種未定ですけど、ここは33㎡なので非常に小さい。店舗は携帯ショップを予定、一応書類にはそういうのが想定されていますが、本当にそういうものが入るのかも含めて、事務局としてご説明いただけますでしょうか。

事務局：そもそも届出の受付ができるのかというご質問に関しましては、大店立地法上の開店制限が8カ月かかっておりますし、それ以前に、設置者としてはその店舗の施設の計画を詰めていきますが、その時点で、テナントを誘致していくという形での青写真といえますか、計画はできていても、それは8カ月ないし、場合によっては、その手続にかかる月数がさらにそれよりも長い期間必要となった場合に、届出の時点ではまだ調整中という状況は当然ございますので、過去におきまして、テナントは未定という部分で出していただいているケースはございます。

その中で、こちらもあくまで未定と言いながらも、こういったショップが入りますということで記載はいただいておりますし、そこは受け付けをさせていただいた次第です。

委員：その8カ月前ぐらいに、書類を出さなくちゃいけないということで、その時点では決まっていないということは理解できるのです。ただ、例えば審議をする、今日の時点で未定というのは変だと思うんですよ。

つまり、この時点では何が入るのかということがある意味確定していないと、論理的

には変じゃないかなという気がするんですね。それは、きょう出るんですか。

事務局：今日、委員の皆様からご質問いただく中で、事業者としてはご説明いただけるものと事務局も解しております。

委員：例えば携帯電話の店がどこであろうと、それは関係ないですけど、でも、そういうショップが入ることが確定した状態でないと変ではないですか。

それは、今日の事業者のほうの説明の中で出てきて、少なくとも、この時点ではそういうふうな内容が確定しているということで進めるということでもいいわけですか。

事務局：設置者のほうから、そのあたりも含めて本日は直接ご質問もいただきながら、後ほどの時間の中で説明していただくようになっております。

会長：はい、ありがとうございました。

ほかに、ご質問、ご意見等、ありますでしょうか。

事務局：すみません。今の補足で騒音とか、どんなお店が入るかという部分ですけれども、大店立地法では基本的には小売店を対象にしておりますので、飲食サービスは除いて、小売店の設置によって周辺にどのような環境が出てくるのかというのを見せていただく法律でございます。

その中で、まず計画店舗の商圈があり、その商圈に応じた人口や世帯数からの方面別の来客台数が想定できます。一日の来店車両が方面別に何台来るのか等、それらを通じて環境に与える影響を予測することになってまいります。小売店として営業時間が何時から何時まで、方面別に台数がどこから何台来るとか、そういうものは届出書の中に盛り込まれておりますので、そこから周辺環境への影響というものは想定できるものと認識しております。

会長：よろしいですか。

指針の流れとしては、内容じゃなくて、面積であるとか営業時間等で、いろんな影響を考えるとというふうになっているということですね。

事務局：もしテナントが当初にしたものと変わることによって、営業時間が変わってくるということになると、当然それまた変更届出が必要になってきますので、今はこの届出をベースにご議論いただきたいと思いますと思っております。それについての詳細につきましては、後ほど設置者のほうからご説明をいただくということで、また委員の皆様方におかれても、それに対するご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

会長：はい。よろしいでしょうか。

ほかに、ご質問ありますでしょうか。

後先、逆になるのですけれども、先ほど大店法の手続の話をしていただきましたけれども、私としても過去2年間、委員としてこの審議会に関わった経験で、この立地審議会の役割を大ざっぱに整理してみたいと思います、きょうは新任の方もおられますので。

この審議会の役割は、大きく3つくらいあると思うのです。一番重みのある役割というのは、意見を出すということです。意見を出すということは、設置者に対して、それに対する対応策を検討していただくということになりますし、先ほど説明があったように、その間はお店をオープンできないということで、それなりに重みのある対応になります。過去、この審議会の意見というのは基準値をオーバーするとか、あるいは交差点の交通量が非常に渋滞してオーバーするとか、明らかに生活環境に対して影響があるというような場合には、意見をつけて対応策を求めるといったような流れだったと思います。

しかしながら、そこまではいなくても、あるいは明らかにそういう影響が出るとまではちゃんと言えないけれども、いろいろと心配されるという場合には、過去、付帯意見という形でつけてきました。付帯意見については、文書で設置者に対して、こういう意見があるので、ちゃんとしなさいということは言うんですけども、それを審議会で改めて審議するとか、そういった流れはないんですけども、それはそれなりの重みがあるということになると思います。

さらに、付帯意見までとはいかないけれども、いろいろと事業者にご協力をお願いしたい、考えていただきたいということについては、この審議会の場でいろんな議論をする。これが議事録に残り、それがホームページ等でオープンになります。そのことが一定の社会的な効果といえますか、そういったものを持つということです。それで、事業者もこういうふうにやりますというようなやりとりがされて、それが議事録に残る場合もあります。

そんなふうに、この審議会の役割というのは整理できるのではないかと私なりに思います。もちろんそれに従わないといけないというわけでもなくて、もっと新しいやり方もあるのかもしれませんが、過去2年間はそういうことでしたので、ちょっと私なりの補足をさせていただきました。

それでは、(仮称)東近江市青葉町商業施設の建物設置者であるマックスバリュ中部

株式会社及び株式会社ヤマダ電機から説明を願います。

事務局は、設置者の入室案内をしていただければと思います。よろしく願います。

建物設置者の説明、質疑応答

(1) 「(仮称)東近江青葉町商業施設」の新設届出について

会長：本日、お疲れさまです。

東近江市青葉町商業施設の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いします。

それでは、よろしく願います。

設置者：よろしく願います。

それでは、配慮事項を中心にご説明させていただきます。届出書の図面3-1、配置図兼1階平面図をごらんになっていただきながら、聞いていただければと思います。

まず、全体概要ですが、複数の棟に分かれた店舗計画をさせていただいております。店舗と書かれておりますのが、マックスバリュの店舗、その西側に書いております店舗がヤマダ電機。

店舗がシューズショップを予定しております。その隣の店舗がドラッグを扱うお店を予定しております。店舗が100円均一のお店を予定しております。店舗は未定となっております。それから、店舗は携帯のショップを予定しております。これで物販店舗として5店舗。

そのほか、非物販の店舗を4店舗、サービスもしくは飲食店舗として計画させていただきました。

建物のほうですが、店舗のヤマダ電機の建物は、1階が駐車場、2階が店舗、3階がバックヤード、こういった3階建ての建物でございますが、そのほかの建物はすべて平屋建てでございます。

今回の店舗計画の店舗配置ですが、敷地の南側に主に民家が立地しているという状況でございますので、南側は可能な限り店舗の背面となるような形にしまして、騒がしくないように、駐車場から離れるようにということで配慮させていただいております。

次に出入口関係ですが、出入口は図面の上、北側のほうに国道421号が走っておりますが、こちら側に2カ所、それから東側の市道、通称ひばり通りと呼んでいますが、

そちら側に1カ所、それから南側の市道のほうに1カ所、合計4カ所設置しております。こちらの道路はすべて通学路には接していないということを、教育委員会のほうに確認させていただいております。

それから、国道側の2カ所の出入口 と出入口 と書いておりますところは、県警さんのご相談の中で、左折での入出庫の案内をさせていただく方向でございます。その他の出入口 と については右左折ありということで、ご案内させていただこうと考えております。なお、北側の2カ所の出入口については、路面表示や出入口の看板などを設置して、左折での入出庫の周知を行ってまいりたいと考えております。また、各出入口ですが、こちらはオープンセールや繁忙期といったときには、状況を見ながら交通整理員を配置予定でございます。

次に、赤で囲っておりますのが駐車場です。駐車場は大店立地法の指針では339台とございますが、今回、全体で396台、若干多めの台数を確保させていただきます。

次に荷捌きは、おおむね店舗ごとに配置はさせていただいておりますが、店舗 ですが、こちらはマックスバリュ店舗 の前ですが、マックスバリュ棟の店舗 はマックスバリュの荷捌き を利用するという計画であります。また、店舗 の小さいお店、携帯のお店は搬入台数も非常に少ないといったことから、来客が少ない時間帯をねらって駐車場での荷おろしというものを考えております。

また、搬入の時間帯ですが、朝は6時からということで届出をさせていただいておりますが、特に民家に近い位置で荷捌きをさせていただく荷捌き施設 、マックスバリュの荷捌きになります。こちらのほうは朝の6時から8時ですが、すべてのトラックというわけにはまいりませんが、可能な便については、こちらの ではなく、店舗の前面で搬入作業を行うような形で配慮させていただく、そういった計画であります。

次に廃棄物保管庫ですが、こちらもおおむね店舗それぞれに設置させていただいておりますが、店舗 と店舗 については、マックスバリュの保管施設 を利用するという計画であります。廃棄物に関する配慮事項としましては、特に生ごみを扱うこととなりますマックスバリュ店舗 の保管庫が、冷蔵設備をつけた保管庫で生ごみを保管するといったことで、においが出ないように配慮させていただきます。

また、においに関連してきますが、マックスバリュ店舗 の調理室のダクトには、脱臭装置を設置予定でございます。また、調理室関係の汚水のほうにもグリストラップを

設置して、定期的に清掃を行っていかうと考えております。

次は、交通に関する配慮について説明させていただきますと、先ほど申し上げたとおり、店舗の出入口は敷地の3方向に分散確保させていただいております。来退店径路図を記載させていただいております。6-1は来店径路になっておりますが、3面に出入口を設置することにより、特定の交差点に車両が一極集中しないといったことで、周辺の交通への負荷を極力増やさないような形で来店誘導を行うといったことが可能となっております。

それから、交通量の調査地点ですが、図面に記載はしてございませんが、計画地の北東の角、出入口 と書いている下の交差点、それから来店径路のEとFが合流する箇所の交差点、それからD方面の車が最初に右折する東中野町と書いてあるところの交差点、こちらの3地点で調査をさせていただいております。このうち、EとFが合流するところとDが右折する交差点、この2カ所は信号が設置されておりまして、こちらのほうでの交差点の需要率、それから車線別の混雑度はすべて許容範囲内という結果になっております。

それから、騒音に関しての配慮事項です。まず、室外機や換気扇といった設備関係は、民家の側には極力設置しないような形で配置計画をさせていただいております。また、屋根の上も、極力民家から離れた位置に室外機とも設置するような形で、民家の側に影響を与えないように計画をさせていただきました。この結果から、昼間と夜間とも環境基準はクリアするという結果になっております。予測地点は別添図面2に予測地点を書いております。

それから、予測結果は届出書の9と10ページに書いております。昼間・夜間の環境基準はクリアしておりますが、一方、夜間の規制基準値のほうは別添図面2で申し上げると、bとfのほうで車両走行音が要因となりまして、敷地境界での規制基準値を超えるという結果になっております。これに対しまして、その直近の保全対象とすべき民家位置で検討しましたところ、予測地点ではBとFになりますが、こちらのほうでは基準値をクリアするという結果になっております。

基準値のほうは、今申し上げたとおりクリアするという結果になってはおりますが、例えば配置計画にしても、極力民家側に音が出るものを選べるといったこと、それから別添図面3-1、配置図のほうに戻りますが、特に出入口へ通じる車路は、民家のそ

ばにその車路を通さないようにすると。それから、緑地を設置するといったことで近隣の皆様にご迷惑をかけないような形で計画をさせていただいております。

それから照明計画ですが、今回、夜間営業というものが入っておりますが、夜間に照明を点灯することになります。それで極力、建物の背中が民家側に来るといった形で配慮しておりますので、民家側には照明器具が少ないような形で計画させていただきました。また、民家のほうに直接、光が当たらないような照明器具という方向性を持ったものを配置して、ご迷惑をかけないようにさせていただこうと考えております。

最後に防犯関係について、夜間営業ということで夜間のたまり場になるんじゃないかといったことも心配されますが、特にこういった業種、スーパーの夜間営業といったもので青少年のたまり場になるといったことは、これまでございませんが、夜間については、従業員が適宜巡回を行うといった対応をさせていただこうと考えております。また、警察さんとも連絡態勢を整えまして、速やかな連携をとることも予定しております。

簡単ではございますが、説明のほう終わらせていただきます。ありがとうございます。

会長：ご説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する質問をお願いしたいと思います。質問については、すべてこの場でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

委員：店舗 から については、それを提示された時点では未定ということで、今のお話の中で、 はシューズ、 はドラッグストア、 は100均、 は携帯ショップ、 は未定ということだったんですけども、 は特定の事業者名は別にしても、今おっしゃったようなものが入るといったことは確定しているという理解でよろしいですね。

設置者：ほぼ確定しているという理解させていただいて結構です。

委員： というのは全く白紙なんですか。

これが、これが、そういうものないんですか。

設置者：今は、そこまでもまだ決まってないという状況です。

委員：そうすると、最悪というか変な言い方ですけど、いろんな周辺環境の影響ということで一番うるさいとか、そういうふうなことで言うと、どんなものが入ることが想定されると考えたらいいのですか。

設置者：騒音という意味ですか、うるさいと言うのは。

委員：例えば、そういうことですね。

設置者：そういったものは考えておりません。一般的にフラワーショップとか、クリーニング屋さんの取り次ぎとか、そういったものは想定しておりますけど、まだ決定しておりません。

委員：わかりました。

もう一個だけ、よろしくをお願いします。これは、この時点で設置者の方に酷な面があるかもしれないですけども、この書類をつくられた時点と、これから先で、例の原発の事故とかあって、節電というのが大きな問題になってくると思うんですよ。

今の設置ですと、南のほうの住宅地のことは配慮されて、建物の裏側になるようにされているということですね。それはそれで理解できるんですけども、例えば建物のエアコンとか、そういうものがかなり制限されることが出てくると思うんですね。

そうなったときに、例えば背面のほうというのは全部壁なのか、それとも、それが上から来ると窓から入ったりして、開けないとできなくなるような形になるのかと、そういうことはあり得ないと考えていいですか。

つまり、住宅側のほうは壁で、もしその辺のことに対応するとしても、逆側のほうを開けたりして、やるというふうに考えていいのかどうか。

設置者：エアコンが使えなくなったときに窓を開けて、要は暑くならないようにするといったことを。

委員：そういうことは、考えておらないということではよろしいですか。その住宅側のほうです。

設置者：それをやることによって住宅側の窓が開いて、外の影響が出てくるんじゃないかというご心配をされているということですね。

委員：そういうことです。

設置者：マックスバリュ棟については、南側に窓は計画しておりませんので、南側を開けるといったことは、まずないということです。

それから、ヤマダ電機棟は排煙窓をつけておりますが、それは通常開けるものではないので、今現在、そこまでの想定というのは行っていないという状況です。

委員：わかりました。

会長：ほかに、質問等ございませんでしょうか。

委員：騒音のことについて何点かお伺いいたします。

まず、最後のページにありますキュービクルの騒音計算書というのがあるのですが、これは何か参考されたんでしょうか。あるいは、つくられたんでしょうか。

設置者：キュービクルの騒音仕様というやつです。こちらは基本的には電気の容量からこういう計算がされるということで、資料をいただいたものについて出しております。

委員：ということは、キュービクルのメーカー側から来たもの、そのまま載せられたということでしょうか。

設置者：そうです。

委員：これが間違っていますので、こういうことにはならないですね。多くのメーカーがこういうことを出してくる可能性はありまして、この場でも何度か間違った計算書が出てきておるんです。

ここで、どこが間違っているかという、キュービクルの鋼板にTLというのを、そのまま引くようになっておるんですけど、こんなことは起こりません。なので、誤りです。

設置者：ここの部分が設定としては誤っているんですね。

委員：勉強してください。テキストブックにちゃんと正しいやり方が書いてあるのがございます。

設置者：申しわけありません。

委員：どこが間違っているか、わかりますか。

キュービクルの中で出てきた音がどんどんたまるんです。なので。

設置者：箱の中で。

委員：はい。ですので、たまらなければこの計算になりますが、たまりますので、基本的にはキュービクルの鋼板による減衰量というのは無視されます。ほとんどございませぬ。そのための計算方法というのは、ちゃんとしたテキストブックには載っております。今後、このような計算をされないようご注意ください。それがまず1点です。

2点目ですが、6時から8時の荷捌きについて、店舗によって違うようですけども、指針では、6時から何をやってもいいような指針になってしまっているんですけども、科学的には6時の段階で7割から8割の方がまだ寝ておられます。これ、多分感覚的にご理解いただいていることですけども、計算書を見ますと、6時から幾つかの店舗で荷捌きをされる。幾つかの店舗で荷捌きの音によって70デシベル近い音が出ているん

ですけども、70デシベルの音が出ますと、当然、覚醒ということが生じてしまいます。

先ほどマックスバリュについては、できるだけ配慮するということをおっしゃっていましたが、ほかのテナントさんは、どうなのか。そもそもマックスバリュさんも、何デシベルの音だったか忘れましたが、そういうことで周りの住宅地に住まわれる方の目を覚まさせるようなことをする気があるのかどうか。これについてお答えいただければと思います。

設置者：まず、このところのマックスバリュの荷捌きですが、こちらはその南側にお住まいの方ともお話をさせていただいて、ご理解をいただいた上で荷捌きをさせていただくと。なおかつ、可能なものは極力前面でさせていただきますという説明でご理解いただいて、こういった届出をさせていただいております。

委員：まだ店舗がオープンしているわけではないですね。実際に店舗で荷捌きされた後も、そういう相談を持たれると考えるとよろしいですか。

設置者：全くこれで何もお付き合いがなくなるというわけではありませんので、もし、そういった苦情、ご相談というものがあれば、当然それを踏まえた上で検討はさせていただこうと考えております。

委員：他店舗はどうでしょうか。

設置者：今回、全体をマックスバリュのほうでディベロップングさせていただいておりますので、そういったことがもし問題がありましたら、マックスバリュもしくはその他のテナントのほうを窓口として、すべて検討はさせていただこうと考えております。

委員：店舗の運営が始まった段階で、これは大丈夫ですかというのを店舗側から一度伺っていただきたいと思いますが、その辺はされますか。

設置者：その点に関しては何回となく、地元の特にひばりの自治会さんとはいろんな面で話し合い、協議を重ねております。事業主としては、今後、先生がご心配されるような騒音の問題とか、地元からの意見等についてはオープンしてみないとわからない部分が多々ありますので、我々としては前向きに自治会さんと協議をしていこうという話になっております。

これは、この物件のみならず、私ども三重県が主体ですけども、三重県ないしは愛知県の店舗においても、やはりオープンの前と、その後というのはどういう問題が発生するかわかりませんので、常々そういう対応をしているところでございます。

委員：ありがとうございました。

キュービクルの計算ですけれども、元へ戻りまして、これ、まともに計算した場合に、規制基準を上回る等のことが生じる可能性はございますか。

設置者：先ほどのTLの値、マイナス9デシベルという部分ですけども、今の敷地境界での結果を踏まえましても、その9デシベルをプラスしても、設備騒音で、敷地境界でこういうことはないと考えています。

委員：仮にレベルが想定よりも高い場合でも、キュービクルの中にちゃんと吸音処理をすれば、それなりに下がりますので、万一のときはそういうご対応をお願いします。

設置者：ご指示、ありがとうございます。

委員：以上です。

会長：はい、ありがとうございました。

ほかに、ご質問ありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：交通の面ですが、私、本当に地元でして、近くに多分調査で入られていると思うんですが、同じような形態でやられているところは、1年、2年前ぐらいに新しくできたときに、週末のときですけど、やはり交通の面で渋滞してしまして、同じ国道421号で、同じような対応をされるということで、恐らく同じような交通渋滞が予想されるんです。

それで、警備員の配置等に関して「必要に応じて」と書かれているのですが、多分必要になってくるんじゃないかということで、ぜひ配置していただきたいということです。

あと、駐車場の数ですが、もう少し東に家電量販店があるんですけど、ヤマダ電機さん、マックスバリュさんとかいろんな店舗が入られるということで、この台数で本当にいけるのかなと、ちょっと疑問があるので、その点ご説明いただきたいと思います。

設置者：恐らく渋滞が起きるのではないかと懸念されているのは、オープン時が中心になってくるかと思うのですが、オープン時の対策としまして、まずオープン時をマックスバリュ、それからヤマダ電機は、ずらす方向で今動いております。そういったことで一極集中がないようにさせていただくというのがまず1点です。

それから、駐車場ですが、オープン時については、臨時駐車場を別途確保するという方向で動いております。ですので、実際には、ここにある台数よりは多い台数でオーブ

ンを迎えようということで考えております。

通常の営業については、これまでのマックスバリュ、ヤマダ電機が一番集客力がある店舗ですが、こちらのほうは通常営業時は指針の台数を維持すれば大丈夫と考えておりますので、オープン時の来店集中というものが収まれば、この敷地内での駐車場で足りるというふうに考えております。

会長：よろしいですか。

委員：ありがとうございます。

週末は、でも対策してもらわないと、多分同じようなことになるんじゃないかなと。本当に住民としては感じていまして、近くに保育園とかもありますので、その辺やっていただきたいのと、もう1点ですが、周りに数店、小さな酒屋さんだとか、お菓子屋さん、パン屋さんがあるんですけど、そういった周りの小さな小売店に関してはどういう関係を持たれようと思っているのか、どういうことを考えられているのか、ちょっとお聞きしたいです。

設置者：どういう関係というより、ちょっと我々も戸惑うんですけれども、先ほど申し上げましたように、酒販店もパン屋さんも、その自治会の中の方ですから、自治会の一員として我々も事業主としてのコミュニケーションの中で対応していくつもりです。

ただ、じゃまをするという意識はさらさらございません。というのは、私どももイーストベーカーリーというのを持っておりませんので、逆にその地域の集客効果によって、これは我々の勝手な判断ですけども、メリットがあるような方向へ持っていけたらなと思っています。

会長：よろしいですか。

ほかに、ご質問ありませんか。

はい、どうぞ。

委員：交通の話ですけども、先ほど、来客が多いときの誘導という話でしたが、いただいた資料ですと、各方面からの経路図といいますが、この入口から、こういうふうに入るということを想定されて計算されていると思うんですが、じゃ、この想定どおりうまく守って入っていただけるかというところが、多分その前提になると思うんですね。

一つ、出入口 と とあるのが、左折のみで入出庫するということですが、警備員さ

ん等がいれば、恐らくそうなると思うのですが、いない時間帯はやっぱり右折待ちして入庫するという車が出てきて、後ろが渋滞するという可能性がいろんなお店であると思いますので、そのあたり道路の渋滞状況とか、お店のお客さんの数とかの状況に合わせて、どう検討できるかという話です。

あと、出入口付近は警備員さんができると思うんですが、例えば先ほどの経路図で言いますと、この交差点で曲がって、この入口から入った。この交差点から出ていくという方向のとき、この交差点をこう通って、こう入るとい、そんな図になっていると思うのですが、例えば出入口付近以外のところで別の通り方をすると、で、別の入口から入るとい、例えばこう入っていくという想定だけれども、実際にはこう入る人が多いというようなことも考えられ得るのではないかと。

じゃ、こういうふうに来てくださいとか、こういうふうにお帰りくださいといった、お客さん向けの誘導等もある程度必要なのかなという気がするのですが、そのあたり何か対策がありますでしょうか。

設置者：広域誘導については、現在その敷地以外の交差点直近に看板を立てるといった計画まではございませんが、折り込み広告やインターネットの店舗案内といったところで経路図のご案内というのはさせていただこうと。

また、それ以上に何か支障があるようでしたら、店舗内での掲示を入れさせていただくとか、いったことで対応はさせていただこうと考えております。

会長：よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：今のことと全く同じですけれども、私はただの消費者ですけども、私の住んでいるところでも、まさにこの問題がありまして、右折で入ろうとする車があって、後ろがつながってしまって、後ろはまさに交差点ですので、その交差点にずらっとつながってしまうということが起きるんです。

実際は、一旦右折をして、左折で入ってくださいという看板があるんですけども、それを無視して直進して、右折をして入ろうとするということがよくあります。そこは警備員さんがいらっしゃるんですけども、警備員さんは誘導するだけで、その直進をして右折で入ってきた人に対して勧告をすとか、そういうことも何もないんですね。後ろに並んでいる者にしたら、あの人に注意してほしいなということと思うんです。

その警備員さんなり何なりに、申しわけありませんが、こうして入ってこられました
が、次回からこういうふうに入ってください、後ろがつかえますからというようなこと
を、一步踏み込んで言っていたらありがたいなと思うんですけども、そういうこ
とを考えてほしいと思います。

もう一つですが、歩行者等の通行に配慮してと書いてありますが、私は車を運転して
一番怖いのは二輪車です。左折して入るにしても、歩道をまたいで左折して入ります。
そのときに、左側を通ってくる二輪車というのはとても怖いです。自転車の巻き込みが
とても怖いです。入口に自分が入ることばかりを考えて、ふっと気がついたら自転車
がすっとすり抜けていったりします。

それで、二輪車に対して、どういうふうを考えていらっしゃるのかなと、その二輪車
対自動車と、二輪車に対する事故防止ということを考えていただきたいなと思います。

会長：いかがでしょうか。

設置者：二輪車というのは、歩道の自転車ではなく、バイクのこと。

委員：バイクもすり抜けていきますし、歩道を走っている自転車も怖いです。

設置者：歩行者に対する安全という面では、それは歩道を通行されるすべての皆様とい
うふうに解釈をしていただければと思うんですけど、その歩道について、歩道上での事故
の回避という点では、状況を見ながらの誘導員設置といったことで対応していきたいと
考えています。

それから、公道で二輪車の左折巻き込みですが、公道上での誘導というのはお店のほ
うでは難しいのですが、基本的に左折される車というのは、なるべく道路の左端に寄っ
て曲がっていただくというのが交通ルールの一つでもあると思います。その辺ができて
いないようなことが見受けられましたら、左に寄ってから入店してくださいといった、
ご案内というのをお店のほうでさせていただくことは可能かと考えております。

設置者：警備員についてですけども、おっしゃるとおりレベルがピンキリとありますが、
失礼ですけども、私どもとしてはオープン時の交通警備というのは、提出してございま
す周辺の道路も含めた図面をもとに、交通警備会社と事前に重要なポイントを押さえな
がら、どこに何人、何時から何時まで配置するかという配置計画を、例えば3つか4つ
ぐらいのパターン、平日パターン、土日パターンとか、オープンの一日、二日とか、そ
ういう形で、恐らくこれぐらいのショッピングセンターであれば、5、60人体制にな

るかなというふうを考えておりました、警備計画が作成できましたら、事前に地元の警察署並びに、もちろん足元の自治会のほうには配布いたします。

それで、意見がありましたら、またそれをいただいて修正して、またお渡しするということを考えております。これまでずっと私どもの店はそういうふうに対応させていただいています。警備員のレベルについては、先ほど申し上げましたように、重要なポイントにはできるだけ優秀な警備員を配置していくように、これ、常々考えておりますのでよろしくお願いします。

会長：はい、どうぞ。

委員：先ほどいろんなことが起こってきたら、相談しながら進めるというふうなご回答だったのですが、商品の搬入ですけど、マックスバリュさんが6時から8時までに行きますよと。それはわかったんですけど、どこの入口から、これ生活道路だと思うんですね、とは。

ですから、どういうふうな径路で搬入されるとか、その他の施設についても、やはりどういうふうな計画を立てているかとか、その辺は非常に大事だと思いますけども、ご説明いただきたい。

設置者：この立地法の届出書の中では、どの出入口からトラックが通過しても、まずその基準は超えないというのは確認をさせていただいております。だから、どこを通ってもいいかという、そういうことはまた別の話でございまして、基本的には国道側、民家が立地していない側の出入口を使って搬入者の出入りをさせるというのが一番ご迷惑をおかけしないかなと考えていますので、その方向でおる次第でございます。

委員：それは100円均一ショップも、ヤマダ電機もそうされるということですね。

設置者：そうです。すべての店も中心はそれとなっていると考えております。

委員：もう1点、地域への調和ということで建物の色は落ち着いた色調と、周辺の景観との調和を図るという、ちょっと漠然と書いてあるのですが、どのような調和をされるような建物なのか、具体的にご説明いただけますか。

設置者：基本的にはアースカラーです。けばけばしい色は使わないということで進めております、肌色といえますか。看板の一部につきましては赤色等の部分もありますが、それは景観法の許容範囲の中でさせていただくと。私も景観審議委員会の副委員長をしておりますので、その辺は配慮させていただいております。

委員：全部の建物について、そういうふうに統一的なカラーをコントロールするという
ことで、よろしいですか。

設置者：はい。

会長：よろしいでしょうか。ちょっと時間が大分詰まっていますけども、私のほう
からも少し質問させてください。

営業時間が8時からというお店、それから10時からのお店もありますけれども、駐
車場は7時半から利用可能となっています。ただ一方、交通量の予測については9時か
らの分しかやられていません。交通量調査自身も9時からの分しかやられていません。
利用者の交通量のピークは夕方16時、17時とか、その辺にピークはくるのかもしれ
ませんが、たとえそうであったとしても、一般道のピークはどこにあるかという
のは、また別の問題です。

一般道が渋滞しているときに、少しでも交通量が増えれば、それで渋滞が起きるわけ
ですね。一般論として言うと、道路によりますけども、7時台、8時台のほうが、9時
台よりも通勤等で交通量が多い場合があるんですね。

今回、9時からの分しか予測ができていないので、果たして7時台、8時台、周辺に
渋滞が起きないかどうか心配されます。そもそも、なぜ7時台から交通量の現状調査を
し、さらに予測もしなかったのかというところが疑問です。結果的に、そこら辺がどう
なるかが心配されますので、その辺についてどう考えているか、お聴かせください。

設置者：当初の出店計画の中で、オープン時間と同じ交通量調査時間をやっておったの
ですが、途中から店舗計画が変わりまして、オープンがちょっと早くなったというところ
で、その調査時間と営業時間のずれが出てきてしまったという経過はございます。

その中で、朝、現況の交通量が多いのではないかという、当然そういったことも通勤
の時間ですのであり得るかと思いますが、まず朝の時間に営業している中で、ヤマダ電
機のほうはもう少し遅い時間からのオープンということで、その時間にはかかってこな
い。営業している店舗は主にマックスバリュになるかと思いますが、そちらのほうは、
朝の時間からは大きな集客というのは実績からして出てこないとお昼前、それから夕
方といったところがピークになってきますので、現況交通量に対して、極端にどんと交
通量が増えることはないのではないかというふうには考えております。

会長：ですが、朝の駐車場利用者は非常に少ないかもしれませんが、既に一般道が

渋滞状態になれば、それに乗っかって、また問題なわけですよ。そういうことが起きないようにしていただかなければいけないので、今さらもう一度交通量調査をしようというわけにはいかないとは思いますが、例えば道路センサスとか、直近のデータはなくても、ほかのデータである程度補完できると思いますから、朝7時台、8時台のほうが、逆に9時台よりも少ないところは当然ありますから、道路によっては。

その辺をちょっと確認していただいて、懸念があれば、営業時間も含めて対策を打つ必要があると思います。その辺はよろしくをお願いします。

設置者：はい。

会長：ほかに、何か。

委員：左折・右折の問題ですけども、お願いしたいのは、警備員さんの問題じゃないということですよ。2つあって、一つは、特に開店時はお店の責任者の人が立って、ここは右折がだめですと、はっきり言うべきですよ。仮に通れても、通さないということをししないと、私も消費者として行くときは、だめだとわかれば通らないです、仮に通れても。それを徹底すべきだと思います。というのは、それを前提に計画が出されているわけですから、それはやっぱり守ってもらわないと困るということです。

もう一個は、右折しようと思って来た人は曲がれなかったら、直進してUターンして来なくちゃいけないですね。そのときに、どこでUターンできるかということを含めた紙を出すべきです。例えば、私自身もユーザーで、住んでいる近くの家電量販店に行くときは、先に行ってUターンして来るといふうなことが習慣づいているから、右折しないわけですね。

そういうふうなところの配慮を見て、だから警備員さんじゃなくて、ヤマダ電機さん、マックスバリュさんの正規社員さん、責任者の方がちゃんとそこにいて、うちはこういうことで、こうだとはっきり言って、それで徹底するということ。もう一個は、どこで右折できるかと、次の信号の交差点に来ればできますよという紙を渡せばいいと思います。それをしなければ絶対にトラブルが起こると思います。

例えば、空いているときには行けると言ったら、みんな行きますよ。でも、一回やったら、次からは起こらないですよ。一見さんの人が来るということは、その先には、ほとんどないと思います。だから、そこは徹底してほしいと思います。店によって禁止だと言っているけども、行けるといふところが実際にあるし、そうじゃないないところも

あるので、これから先、どこのお店さんともたくさん出店すると思うので、そこはちゃんと徹底してほしいと思います。

会長：最初にきっちりすれば、後々うまくいくことだと思いますので、よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

委員：先ほど地元の自治会とも、これからも協議を進めていくということだったんですけども、地元説明会を開催された際に、具体的に何名ぐらいの方がご参加されて、何かそこで出たご意見、または地元の自治会等からのご意見、要望等が出ていたら、お教えいただけないでしょうか。

設置者：説明会は、住民の方21名が出席してくださっています。それについて、意見のほう、質問等、特にございませんでした。

委員：自治会等と協議をされる中で、その説明会以外の機会などでもご意見とかは上がっているのでしょうか。

設置者：地元さんとの話では、長いこと話はさせていただいていますので、いろいろ話があります。それを一個、一個述べていくと大変だと思いますので、そこは差し控えたいと思います。

委員：もう一つ、地元の自治体のほうからのご意見等というところで、雇用の面で今回のオープンに当たってパートさんなり従業員さんなりの雇用は、新たにご予定とか、また、その中から地元の方の雇用というのは具体的に決まっていますのでしょうか。

設置者：まだ正式に決まっておりません。これから特にパートタイマーさん中心に採用に入るんですけども、何と申しましても、これから20年という、20年以上になるかもわかりませんが、地元でお世話になるわけですから、地元の皆さんを優先的に採用するという方向でございます。

委員：もう一つ、地元からの要望としては、商工会議所等の経済団体に入会されたいというご意見がありますけれども、何か方針等は決まっておられるのでしょうか。

設置者：方針として明確なものはありませんけれども、郷に入っては郷に従えじゃないですけども、やはり地元との共生というものを中心に考えておりますので、あらゆる面で商工会議所さんと歩調を合わせて、いい意味での地域貢献をしていきたいなというふうに考えています。

会長：ほか、ありませんでしょうか。

なければ、以上で質疑応答を終わらせていただきまして、建物設置者のほうにはご退席いただくということにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、サンミュージック守山店の建物設置である株式会社丸善さんから説明をお願いしたいので、誘導のほう、事務局の皆さんをお願いしたいと思います。

(2) 「サンミュージック守山店」の変更届出について

会長：すみません。大分お待たせしたかと思いますが、よろしいですか。

そしたら、サンミュージック守山店の変更届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。

設置者：よろしく願います。

まず、店舗の概要を簡単に説明させていただきます。もともと丸善というスーパーが営業してまして、そこを居抜きというような形でサンミュージックが入りました。そのことによりまして、夜の22時まで営業していたものを、夜の翌2時まで営業するような形になりました。居抜きで入りましたので、駐車場のレイアウトというのは全く変更ございません。

設備機器に関して言いますと、もともとスーパーなので、冷凍室外機とかを屋上に設置していたものがあるのですが、そういうものは一旦撤去しました。今回、新しく空調室外機とかを設置しております。その場合でも、住宅から離すような形で設備機器を屋上に設置しております。

今回、騒音の予測をしまして、自動車の走行騒音が予測地点AとBとEで基準を超えるような形になっております、夜間の最大値。この用途地域は近隣商業地域ということもありまして、規制基準が55デシベルとなっております。予測地点Aに関して言いますと、駐車場の出入口の真上になりますので、当然超えるような形になりますけれども、道路を挟んだ向かい側の予測地点Aというところ、こちらに関して言うと15m離れておりますので、そちらで仮に予測しますと52デシベルということで、規制基準内

に収まります。

予測地点Bは、57デシベルとなっているのですが、こちらに関して言うと住宅とかは設置していない場所なので、生活環境に与える影響という点では小さいかと思えます。予測地点Eの駐車場とか、さらに南のほうにはホテルが立地しているのですが、住宅等は立地していないような状況となっております。

続きまして、守山市から意見をいただいていますものに対する回答について、説明したいと思えます。お手元の資料で言うと、資料4の3ページ目になってくるかと思えます。

地元からの提出意見ということで、特定工場の件ですけれども、守山市のほうからこういう説明を受けましたので、条例に該当する設備があるかどうか、今業者に調査依頼をしております。大型の機械を撤去しますので、前のお店とはちょっと変わっております。あと、4ページになりますが、生活環境を保全する条例、こちらについては条例を当然遵守しまして、周辺地域の良好な生活環境の保持に努めていくということになっております。

続きまして、ごみのことですが、マニュアルを遵守し、分別および減量化に努めるとか、一般廃棄物の搬出については、市許可業者と契約する。あと、無色透明袋を使用します。それと、一般廃棄物の保管基準については条例を遵守するということになっております。

次に、景観計画および景観条例については協議しております。それと、屋外広告物については資料を提出しておりますが、一部(資料の)漏れている看板があるという指摘を受けておりますので、それについては追加資料を準備している最中ということになっております。

簡単ではありますが、店舗の概要と、意見に対する回答について説明させていただきました。

会長：説明、ありがとうございました。

そういたしましたら、今の説明に対する質問をお願いしたいと思います。質問は、すべてこの場でお願いしたいと思います。

質問等、ございませんでしょうか。

委員：まず1点、ホテルなので影響はないというような表現があるんですが、ホテルは

住居と同じ扱いにすべきではなかろうかと思しますので、ご注意ください。これだけ離れておれば大丈夫ですけども。

非常に気になるのは、現在畑地、あるいは倉庫になっておるようですが、将来、ここに住居が建つ可能性はゼロではないんじゃないかと思うんですね。そうなった場合、すぐ前が駐車場プラス通路ですので、翌2時まで営業はまずできないだろうと思うのですが、そのあたりのことは考えておられるでしょうか。

会長：いかがでしょうか。

設置者：ここにありますが倉庫というのは、農業倉庫でして、本当の建物という存在じゃなくて、簡単な囲いだけで農業をする。

委員：将来の話です。

設置者：将来のことですか。それに対する影響の問題ですか。

設置者：先のことについては私どもなかなか判断できないのですが、家が建つとかいうことでしたら、そのとき相談させていただきたいと、こちらも考えたいと思います。今のところは、このままされるんじゃないかなと認識しております。

委員：将来、住居等が建つときには、適切な対応をされるということですね。

設置者：もちろんご近所様と。

委員：位置的に考えますと、当然これは規制基準を超えてしまうのですけれども、そうになると、営業時間を22時にまた戻すということもあり得ると解釈してよろしいですか。

設置者：そのときの営業環境とか、お客様のニーズとか総合的な判断が要ると思うのですが、仮に営業が縮められないようでしたら何らか防音の方法をとるとか、逆に営業時間を延ばす必要がない環境であれば、営業時間を縮めるとか、いずれにしても、環境に配慮した形で営業はしたいと考えております。

委員：ありがとうございます。

会長：はい、どうぞ。

委員：ちょっと関連した質問になるのですが、サンミュージックさんはほかのお店も出されているんですね。多店舗展開をされていると思うのですが、これは時間延長をされますね、22時から翌2時まで、施設としては、その時間帯の客数とか、その辺は把握されていたら、参考までに教えてください。

設置者：今すぐ資料というか、具体的な数字はないんですけど、もちろん時間帯別の売

上数、客数というのは把握しております。昨今、ユーザーさんのライフスタイルが変わっていく中で、深夜帯における客数が随分と増えてきているという認識はありますが、特にどこで多いとか少ないということは、そんなに差はないかと思えます、地域によって。

委員：ですから、今回はやっぱり深夜の営業が心配されるケースなので、その辺どれくらいあるのかなというのを、ちょっと知りたいなということですね。

設置者：といいましても、感覚でお話しするのも何ですけど、それほど夜遅くにいった返すようなことは、もちろんありませんので、それ相応の。

これは物販ではないですけど、レンタルビデオも併設しておりますので、返しに行く利便性とか、夜まで開いていると遅くまで見終わってから返してしまうと、利便がいいとか、その辺の関係かとは思いますが、

委員：よくわからないということですね、結局。

会長：将来、倉庫（のところ）に住宅が建つときの対応も含めて、オープン後、実際周辺に、深夜ですから騒音が行かないかどうか、きちんと把握して、もし問題があれば、すぐに適切な対応をとるように心がけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

設置者：今の深夜の部分につきまして、地元説明会の際に、ご近所の方からいろいろ言われた部分とか、それから本当のご近所さん個別に訪問いたしまして、営業についての説明は十分させていただいております。また、さっきおっしゃった何か問題があるようでしたら、私、直接窓口ということで責任を持って対応しますというお話はして、ご理解をいただいているつもりでございますので、その辺ちょっと補足させていただきます。

会長：引き続き、よろしく申し上げます。

ほかに、ございませんでしょうか。

もし、ないようでしたら、これで終わりにしたいと思います。

建物設置者の方にはご退席いただけたらと思います。

審議

会長：そしたら、まず、（仮称）東近江市青葉町商業施設の届出内容についてご審議いただきたいと思います。

委員：よろしいですか。

その前というか、確認したいのですが、資料2の3ページに、立地法というのは、届出に関する「意見あり」、「勧告」の件数というのがあるので、特に意見ありの件数です。意見ありというのは、あくまでも、審議会の意見じゃなくて都道府県知事の意見ですね。

事務局：そうです。意見は県が通知をするという形になります。ただ、もちろん審議会がございますので。

委員：それは結構です。そこが確認したかったんです。

それで、同じく資料2の10ページに審議会の運営規程があって、その第7条の答申または建議のところを見ますと、当然、知事から意見を聴かれていますので、何か回答しなくちゃいけないわけですね。そこでの結果を答申または建議しなくちゃいけない。場合によっては少数意見も述べるとありますね。

これも確認ですが、私も前期のときから出ていて、会長のほうからおっしゃったように、付帯意見とか、それから意見というのがありますけども、それはあくまでも審議会から知事に対する意見であって、しかも付帯意見云々というのは、ここには何も書いてないですね。

私が言いたいのは何かというと、きょうの最初のやつもそうですけども、騒音のほうで計算の仕方がおかしいとか、基本的な営業時間が違っているのに、遅めのほうのやつで予測をしているというのがありますね。そういうことについては、少なくとも審議会としては、きちんとそこところは直すべきだということを知事に対して言うべきだと思うのです。

あくまでも8カ月というのは、例えば東近江のやつで言うと、届出を出してきたのが去年の12月ですね。何でこんなに時間がかかるのかというのは、たくさんあるからやむを得ないと思うのですが、そうすると8月まであるわけですね、まだ2カ月ぐらい。ですから、審議会としては、先ほど出てきたような右折の問題にしても、きちんと直すなり確約するなりして、そういうふうなことを条件とすればいいんじゃないかと。

そうじゃない場合には、知事としての意見を述べるべきだとか、そういうふうな答申という形にしていくべきだというふうに個人的には思うんです。そうしないと、どうも聞いている雰囲気では、事業者の人というのは、これは手続なのでやればいんだとい

うのが結構見えるわけですね。実は計算したときに比べて早めになったというのは、ある意味、ふざけた話だと思うんですよ。

そういうふうなことをどこかで認めてしまうと、今後、また同じことが出てくると思うんです。ですから、事業者の方も8カ月でちゃんと営業したいのであれば、必死になって時間を立ててやって、少なくともその8カ月の期限までの間には、県のほうとしてはちゃんとそれを確認した上で、オーケーを出したんだという手続にすべきだというふうに思うのが私の意見です。

会長：ほかに、ご意見はありますか。どうでしょうか、事務局のほう。

事務局：確かに届出書そのものにケアレスミス、そういった軽微なミスも含めて過去にもございました。そういう部分につきましては、こういった場でご指摘をいただいて訂正を求めていることで、結局、議事録にはこういう形で残っていきます。それがまた公表されることで、事業者のほうにもそれに対する対応というものが、今後それをきちっと是正して、それに真摯に対応していくという形で、一定対策がとられる形になっているのかなと理解しております。

事業者に対する意見を、例えば今のような瑕疵をもって意見を付すということになりますと、店舗の開店が2カ月遅れるとかいろいろございますので、それは店舗の事情ではあるんですけども、総合的なバランスの中で、店舗の立地による重大な生活環境への影響ということであれば、それは意見を付すというケースもございます。そこまですなれば、付帯意見を付すことによって運用の部分で、あとはその対応について県のほうに、あるいは地元で報告に行くとか、そういう形での対応の仕方もあるのかなと思っております。

委員：私が言ったのは、あと2カ月あるわけですから、この審議会は今日でいいと思うんですけども、県の責任として県知事が意見を出すか、出さないか決めるまでの間に、その事業者のほうからちゃんと確約をとるべきだと、そういう意味です。

この審議会は、県知事の意見とは違うわけです。県知事が意見を述べるための参考の情報を出すという位置づけですね。ですから、9時じゃなくて7時半になっている部分についても、こうこう、こういうふうなことを追加的に調べたと。その結果、支障はありませんよとか、右折はこういう形でしないようにちゃんとやりますとか、その種のことを事業者に対して、県が出させるべきだと思うんですよ。

それを必死になってやれば、予定どおり8カ月で営業できると思います。だから、それをするようにしないと、逆に八日市の方から、何してるんだと言われるんじゃないかというふうに思うという意味です。だから、それは可能じゃないかと。言ってみたら、審議会はそういうふうなことを知事なりに意見を出して、それを県のほうでどういうふうにするかは、県の話ですから、というのが意見です。

会長：私も、ついでに申し上げてよろしいですか。

委員のご意見は、一旦審議会で議論しても、さらに条件付きみたいな感じにして、これまでだと、審議会の意見がそのまま知事の意見にストレートになっているわけですね。そこに、事務局としての判断を一たん入れた上で、県の意見にするというステップを置くという話になると思うんですが、僕の印象は行政手続上、要するに事務局の判断だけで、そういったことを勝手にやるみたいなことが、なかなかしづらいだろうと多分思いますね。

ですので、基本的に審議会の中で、その辺のことも含めた議論をせざるを得ないと。そのときに、確かに意見を出すとオープンがおくれてしまうという、かなり重みのあることになるので、そこら辺はあいまいなところが確かにあると思うのですが、ある程度バランスを考えながら判断していくということを考えざるを得ないということかなと、わたし的には思っております。

委員：やり方次第ではないかと私は思っているのですがけれども、例えば致命的なミスなんかが発見された場合に、追加資料を提出させて、例えば会長預かりという形で最終的な審議会の意見を出すというのはできるのではないかと思うんですけど、いかがですか。

会長：自分の首を絞めますけど、それは可能かなと思いますね。いかがですか。そんなことも、少しオプションとして考えながら取りまとめていくということで、どうでしょうか。

ただ、これも審議会のタイミングによりますね。8カ月ぎりぎりまで審議会が開かれれば、そういう余裕もない。そうすると、逆に審議会のタイミングをおくらせたほうが何か得みたいな感じになっちゃったり、ややこしい問題が出てくるかもしれませんけども、基本的にはそういうオプション付きでやっていくということで、よろしいですか。

事務局：すみません。今おっしゃったようなオプション付きでといたしますか、その意見を付すということは、それなりの重みがございますので、そのときのためにというか、

一方で軽微な事項であるけども、これは言っておかないといけないようなことは、付帯意見という形で処理もいただいておりますので、今回の届出内容、あるいは今後の対応について付帯意見として、しっかり対応するようにみたいな話をつけていただく中で、それは一部会長預かりという形で、事務局と会長初め委員の皆様との相談の中で、早急に決めさせていただくということでしょうか。

会長：しばらく、そういう感じで試してみましようか。よろしいですか。

一応、今あったような方向で、会長預かりというようなところも含めて考えていくということで、それを前提に少し考えていきたいと思います。

まず、先ほどの東近江市の青葉町商業施設について、意見をつけるかどうか。もし、意見をつけないということがあれば、付帯意見をつけるかどうか。あるいは付帯意見もつけなくてもいいかについて、ご意見ください。

委員：すみません、もう一回。

この法律の流れとか要綱のどこを見ても、審議会での意見がどういう役割を果たすのか、どこにも書いてないんですね。あくまで知事の意見なので、ですから、この審議会での意見、付帯意見と区別をつけることの意味合いというのがよくわからないんですよ。例えば、知事はこの審議会の意見を十分に尊重しなくちゃいけないとか、そういうのは要綱のどこにも書いてない。どこかに書いてあるんですか。

ですから、付帯意見と意見の区別をつけるということの意味合いが、何に基づいてやっているか。事務局は、付帯意見なら軽微なほうだとおっしゃいましたけど、何か根拠があることですか。何か、そういう意見があったので、そういうものだと思ったので、今回改めてずっと見ても、どこにもそういうことが書いてないし、そこがよくわからないですね。

会長：私が答えるのも変な話かもしれませんが、最初にちょっと申し上げたいのは、私の理解としては、基準値をオーバーするとか、あるいは交差点の渋滞が起きるとか、明らかに生活環境への影響が及ぶことがはっきりしているというくらいの場合は意見を付けて、オープン自身も止めると、そういうことになる。

ただし、そこまで確信というか、明確になっていない場合には、懸念事項を付帯意見としてつけて、きちんと対応してほしいということ、付帯意見というのはお願いベースの話に近いところがあると思うんですけども、そんな対応になると、そういう区分、な

かなか難しい区分ですけども、そういったことかなと思わざるを得なかったということです。

どうですか。

事務局：確におっしゃるように、意見はもちろん法定のものでし、付帯意見につきましては、今までの運用の中でそのような対応をいただいているということで、がゆえに、意見を付すということの重みを勘案したときに、付帯意見という形で業者のほうにきっちり県の思いを伝えるといった、使い分けをさせていただいているところでございます。

事務局：すみません。先生がおっしゃっていただいた法律上の審議会の位置づけということでございますが、この審議会につきましては、いわゆる地方自治法に基づき知事の付属機関ということで、条例をつくって設置をさせていただいている審議会でございます。

その付属機関ということになりますので、それ自体が、すなわち重みがあるということでございますので、そこで審議いただく意見につきましては、ほぼ県の意見として尊重されるものというのが前提になっておりますので、そこは一部ご理解いただきたいということで、先生のおっしゃっている審議会から知事への意見、知事がそこから判断してさらに事業者に意見をすればいいと、この二重構造のことをおっしゃっていただいているのではないかと思うんですが、そもそもこの機関が知事の付属機関にある以上、行政の一部ということになりますので、ここに出された意見というのはそれなりの重みがあって、外へ出ていくものということですので、事務局は勝手に変えられるというものではないというところで、その辺のところは規定云々ということで多分おっしゃっていただいているのでしょけれど、その辺のところはご理解いただきたいということです。

ですので、今までのとおり、意見、それから付帯意見というような形で、少し意見に重みをつけて、設置者のほうには知事の意見として、県の意見としてお伝えしているというところでご理解いただきたい。そこで一定の意見としての整理をいただくのが、こちらとしては大変助かるということなんです。

ただ、今委員がおっしゃっていただいたように、その前提となる部分が少し欠如しているのではないかと。例えば調査が甘いのではないかとか、欠落しているのではないかとかという部分がございましたら、その部分については私どものほうからもう一度設置者

のほうに意見するなり、こういう意見が出ましたということで確認を求めるなり、ということではできるかとは思いますが。

委員：ですから、時間が7時半になって、店のほうで荷捌きが6時からですね。これは軽微なことではないんですよ。事業者の方は周辺の方と話し合いはしたとおっしゃっていますけども、周辺の方はどうなるかというのはわからないです、多分。

操業されると、この6時の時点ぐらいで車がたくさん来て、入ってくる車は大きい車のはずですから、どの程度の音なんかわからないし、結構苦情がくるんじゃないかなと思うんです。そのときに、審議会としてはそれ自体に懸念があるということは指摘しておかないと、非常にまずいのではないかなというふうに思います。

それが付帯意見なのか、意見なのかというのは、そういう区別は私にはよくわかりませんが、余り軽微なことではないのではないのかという気はしています。以上です。

会長：多分、騒音についても、6時以降については指針には一応収まっているので、あくまでもその時間帯は寝ている人が多いので、静かにしてほしいというお願いベースの話になるので、これはやっぱり付帯意見という形にならざるを得ないということだと思っただけですね。明らかに超えていけば、それは意見を言わざるを得ないと思うんですけども、そういう区別をするということかと思えます。

法律上は、意見ある、なしだけでいいんですけども、運用上、事業者の皆さんにきちんと思いが伝わりにくいということで、付帯意見という、ちょっと中間的なものをつけているということだと思えます。

委員：予測時間が9時からやっていて、7時半からというのは手続法だから余計まずいということはないんですか。そこも非常に気になるんですね。騒音の話はわかったんですけども、予測のほうが営業時間を前提としないで、逆だったらわかるんですけども。

会長：そこも交通担当の判断として、都心部であれば、8時台とか9時台とかで、8時台のほう交通量はかなり多いということはあるんですけども、滋賀県の場合は確信はないですけど、9時台よりも少なくなる場合というほうが多いだろうというところで、明らかに問題があるとまでは言えないというふうに考えたということです。と私は個人的には考えているということです。

すみません。今日は新任の方もおられますし、一回目ですので、この辺の考え方は非常に重要だと思いますので、十分確認していただく必要はあるかと思うんですけども、

時間もちょっと迫ってきていますので、審議を進めていきたいと思うんです。

意見については、「なし」でよろしいですか。明らかにというところまでは、今回の結果からはちょっと無理かなと思います。付帯意見は、いかがでしょうか。

委員：6時からの荷捌きについては、業者さん側は、あのようには言われていましたけれども、付帯意見の中にも入れておいていただければと思います。

もう1点、交通量調査等が営業時間とずれておるとい点については、資料の提出を求めたらいかがでしょうか。

会長：はい。

今2点ご意見をいただきました。騒音については、近隣住民の生活に影響のないように十分配慮するというような文言ですか、そういったものを入れていただくと。

それから、交通については、先ほどもちょっと私申し上げましたけども、もちろん現況調査をもう一度やるというのがありますし、そうでなくても、道路センサス等で近傍の地点における24時間交通量、時間別の交通量はどこかに測られているはずなんです。それが3年前、5年前の場合であったとしても、そんなに大きく違いはないと思いますので、それを使ってもいいと思うので、とにかく7時台、8時台は9時台よりも少ないということがわかれば、それでいいわけですから、そこだけちょっと確認をしていただくということで、会長預かりにさせていただいて対応させていただきます。

こういう場合はオプションなので、入れずに、会長として預かって考えるということでもよろしいですか。そこは確認すると。だから、騒音のほうだけ付帯意見をつけるということで、いかがでしょうか。

朝の騒音については、十分周辺住民の生活環境に影響がないように配慮し、近隣住民ともきちんと意思疎通をして、調整を図ってほしいというくらいのことを書けばよろしいですか。じゃ、細かい文言は会長預かりにさせていただいて、また皆さんにお知らせすると。

委員：すみません。1点だけ確認というか、さっきの右折禁止についても、右折禁止の厳守等、Uターン方向の指示というか、その確認という、そういうふうなことも入れてもらったほうがありがたいと、今後のことも含めて。

会長：それも、円滑な交通の運用に配慮するとか、そういった文言で過去に書かれていたと思うので、それに準拠する形で付帯意見にしたいと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。そしたら、東近江市青葉町商業施設については、今申し上げたように、意見はなし、付帯意見については騒音と右折禁止に関する事柄を入れる。それから、交通については、7時台、8時台の交通量を会長預かりで確認することを条件にして、意見をつけないということが確認されたということにしたいと思います。

よろしいですか、事務局。

事務局：また文言は、会長さんをご相談をさせていただきます。

会長：続いて、サンミュージック守山店の届出内容についてご審議いただきと思います。よろしくをお願いします。

深夜まで営業するということですが、いかがでしょうか。

委員：先ほど私のほうからも発言させていただきましたけれども、現在の畑地、あるいは倉庫の部分、ここに住居が建ちますと全く環境が変わってしまいますので、そういうことがあった場合については、適切な対応をすることという内容の文言を付帯意見になってしまいますが、入れていただければと思います。

会長：はい。

ほかに、ございませんでしょうか。

あと、深夜の騒音等があった場合には、きちんとコミュニケーションするという話も先ほど質疑応答の中で約束していただいたと思いますし、よろしいでしょうか。

そういたしましたら、意見はなし、付帯意見として、倉庫のある場所に将来住居が建った場合には騒音等について適切な対応をします。適切な対応の中には、営業時間の変更も含めることになると思うんですが、そういったことも含めて適切な対応をすることを付帯意見として書くということで、よろしいでしょうか。

じゃ、文言等についても調整して、会長のほうで預かりにして、皆さんにもお知らせするというにしたいと思います。

一応、全体として審議を終わらしてよろしいでしょうか。

それでは、本日の案件について確認のため、審議結果を事務局から報告願います。

事務局：それでは、審議結果について確認させていただきます。

(仮称)東近江市青葉町商業施設については、意見はなし。付帯意見としまして、早朝6時台からの荷捌きについて、開店後、近隣住民に対して苦情等があれば配慮してい

ただ。また、右折禁止誘導経路等、交通問題に対して配慮していただくということで、よろしかったでしょうか。

会長：「苦情等あれば」じゃなくて、苦情が起きないように6時台は徹底していただければ、荷捌き施設には朝の7時とか7時半とか、なるべく遅い時間にさせていただくようにしてほしいというような意味合いを込めてほしいということですね。

事務局：わかりました。

加えて、会長さんと、交通量調査を一度提出していただいて、確認するというので、よろしかったでしょうか。

会長：はい。

事務局：サンミュージック守山店としましては、意見はなし、付帯意見としまして、将来、近隣の倉庫や畑などが住宅地になった場合、適切に対応していただくということでよろしいですか。

会長：はい。

それでは、ただいまの報告内容を、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項に基づき、先ほど言ったように調整した上で、知事へ答申いたしますので、ご了承願います。あと、知事への答申案文につきましては、後日改めて委員の皆様にもごらんいただいた上で、答申するというのでよろしいでしょうか。

それでは、事務局から報告事項等があれば、お願いをします。

2 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の経路を経ない届出について

事務局：皆様方にさきにお送りさせていただいています、資料5をごらんいただけますでしょうか。ケースデンキ八日市店、アヤハディオ安曇川店、エイスクエアの変更届出について、ご報告させていただきます。

まず、ケースデンキ八日市店ですが、昨年の7月にオープンした店舗でありまして、地元の意見に基づき出入口の変更を行いましたが、店舗誘導計画が適切に行われていなかったことから、再度今回の変更届を行っております。具体的には、出入口が当初2カ所であったものを、交差点に近い出入口を出口専用に変更いたしました。

次に、アヤハディオ安曇川店ですが、こちらは顧客のニーズに対応するため、平日の

開店時刻を9時半から9時に30分繰り上げる変更で、土日祝の開店時刻と合わせるものであり、また騒音予測についても基準値に適合しております。

最後に、エスクエアの営業時間の変更につきまして、当該店舗内のディオワールド1号館に係る小売業を行う者の開店時刻を1時間繰り上げるものであり、店舗内の一部小売業につきましては既に7時から開店しております。また、騒音予測につきましては、前回届出時に室外機の稼働時間を6時30分から22時30分までの予測評価を行っており、こちらも基準値に適合しております。

なお、ケーズデンキ八日市店、アヤハディオ安曇川点、エスクエアともに、地元市町及び地域住民からの意見はございませんでしたので、審議省略して差し支えないものと考えております。

以上、報告させていただきます。

会長：はい。

今の事務局の報告について、質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは質問がないようですので、次に進みます。

事務局から連絡事項等があれば、お願いします。

委員：すみません。1個です。

会長：どうぞ。

委員：その東近江の施設についても去年の12月に出ていて、今の時期になっていますね。資料2の6ページを見ると、23年度の新設は今のところ該当なしということですね。

お願いしたいのは、届出があってから、なるべく早くやったほうがいいと思うんです。早くやれば、例えば今のような問題についても対応ができるわけです、8カ月以内に。そのほうが事業者にとっても利益が大きいし、変更も可能だと思うのです。

それで、この後のパローの栗東店と、パローの守山店というのはまだやっていないのですか。

事務局：まだです。

委員：ですから、これらもなるべく、もちろんすぐはできないでしょうけども、早めに行って、これ、意見にならない形での、8カ月以内でのいろんな修正とか、調整的なものが可能になるようにやっていただくのがいいんじゃないかなと、これを見ると、件数

はそれほど多くないし、というふうなことは事務局に要望したいと思います。以上です。

事務局：開催時期につきましては、年4回ないし5回、この審議会を開催させていただいております。こちらの表の基本的な手続の流れの中で、8カ月以内でございますけれども、前段としましては届出が出てきて市町からの意見提出期間が4カ月であったり、その前後で事務調整等々もございますので、そこはできるだけ届出が出てきてからの手続については円滑にと思っておりますが、事務局としては1カ月ではちょっと厳しいかと思っておりますので、最低2カ月程度の期間を残した状態で審議会に諮らせていただいているというスタイルで、今回も一応そういう形にはなるんですけれども、おっしゃるように、できるだけ早く、可能な範囲でまた調整させていただきたいなと。

委員：そうか、前の手続があるのでどうしても5カ月ぐらいかかっちゃうんですね。

事務局：そうですね。どうしても前の手続がございますので、それを踏まえて審議会ということになります。そこはご理解いただければと思っております。

会長：毎月やると、もうちょっと早くなるかもしれませんが、そこはしんどいと思うので、こういうタイミングかなと思いますね。

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

そしたら、先ほどの話は終わりました、事務局からの連絡事項のほうにいきたいと思います。よろしくをお願いします。

3 その他

事務局：23年度第2回目の審議会に関しましては、8月頃の開催を予定しております。後日、日程をお伺いして決定させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長：はい。私、不慣れなこともあって、大分長引いてしまいましたけれども、これで本日の会議を閉会としたいと思います。ありがとうございました。

事務局：本日は長時間にわたりました、慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。

これで、審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。